

別表第 1

障害者等日常生活用具一覧表

種目	品目	対象者	性能	耐用年数	基準額
① 介護・訓練支援用具	特殊寝台	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚分の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8 年	154,000 円
	特殊マット	1 下肢又は体幹機能障害 1 級の身体障害者（常時介護を要する者に限る）	失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの。	5 年	19,600 円
		2 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児であって、原則として 3 歳以上の者	床ずれによる褥瘡等を防止できる機能を有するもの。	5 年	77,000 円
		3 重度又は最重度の知的障害児・者であって原則として 3 歳以上の者			
	特殊尿器	1 下肢又は体幹機能障害 1 級の身体障害者（常時介護を要する者に限る）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等・介護者等が容易に使用し得るもの。	5 年	67,000 円
		2 下肢又は体幹機能障害 1 級の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者（常時			

		介護を要する者に限る)			
入浴担架	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る) 2 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって、原則として3歳以上の者(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)	障害者等を担架に乗せ たままリフト装置により入浴させるもの。	5年	82,400円	
体位変換器	1 下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る) 2 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る)	介護者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	15,000円	
移動用リフト	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	介護者が重度身体障害者等を移動させるに当たって容易に使用し得	4年	159,000円	

		2 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児であって、原則として 3 歳以上の者	るもの。 ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。		
	訓練用ベッド	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8 年	159,200 円
	訓練いす	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児であって、原則として 3 歳以上の者	原則として付属のテーブルをつけるもの。	5 年	33,100 円
	チャイルドシート	1 上肢、下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児	機能障害の状態に応じ、座位に類似した姿勢を保持する機能を有するもの。	3 年	126,000 円
② 自立生活支援用具	入浴補助用具	1 下肢又は体幹機能障害を有する身体障害者であって、入浴に介助を必要とする者 2 下肢又は体幹機能障害を有する身体障害児であって、入浴に介助を必要とする者で原則として 3 歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	90,000 円
	便器(手すり取付可)	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者	障害者等が容易に使用し得るもの。18 歳未満の者については手す	8 年	4,450 円

	2 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者	りつきのもの。ただし、それぞれ取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		
頭部保護帽	<p>1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害児であって、転倒等により頭部を強打するおそれのある者</p> <p>2 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害児であって、転倒等により頭部を強打するおそれのある者</p> <p>3 知的障害児・者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者</p> <p>4 精神障害児・者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者</p>	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	<p>A スポンジ・革が主材料 12,768円</p> <p>B スポンジ・プラスチックが主材料 30,870円</p>
T字状・棒状のつえ	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害児であって、比較的障害の程度が軽度であり、	歩行時に体を支え、安定させるために用いるもの。	3年	<p>木製 2,266円</p> <p>軽金属製 3,090円</p>

		つえの使用により歩行機能が補完される者			
		2 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害児であって、比較的障害の程度が軽度であり、つえの使用により歩行機能が補完される者			
移動・移乗支援用具	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であって、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。	8年	60,000円	
	2 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害児であって、家庭内の移動等において介助を必要とする者であって、原則として3歳以上の者	ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。			
特殊便器	1 上肢障害2級以上の身体障害者	足踏みペダルにて温水及び温風を出し得るもの並びに障害者等を介	8年	151,200円	
	2 上肢障害2級以上の				

		<p>身体障害児であって、原則として学齢児以上の者</p> <p>3 重度又は最重度の知的障害児・者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者であって、原則として学齢児以上の者</p>	<p>護している者が容易に使用し得るもので温水及び温風を出し得るもの。</p> <p>ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。</p>		
火災警報器	<p>1 障害等級2級以上の身体障害者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p> <p>2 障害等級2級以上の身体障害児であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る）</p> <p>3 重度又は最重度の知的障害児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。</p>	8年	15,500円	

	<p>である場合に限る)</p> <p>4 精神障害者・児であ って火災発生の感知 及び避難が著しく困 難な者(当該者世帯が 単身世帯及びこれに 準ずる世帯である場 合に限る)</p>			
自動消火器	1 上記(火災警報機) に同じ。	室内温度の異常上昇又 は炎の接触で自動的に 消化液を噴射し、初期 火災を消火し得るも の。	8年	28,700円
電磁調理器	1 視覚障害2級以上の 身体障害者(視覚障害 者のみの世帯及びこ れに準ずる世帯) 2 重度又は最重度の知 的障害児・者であっ て、18歳以上の者	視覚障害者及び知的障 害者等が容易に使用し 得るもの。	6年	41,000円
歩行時間延 長信号機用 小型送信機	1 視覚障害2級以上の 身体障害者 2 視覚障害2級以上の 身体障害児であって、 原則として学齢児以 上の者	視覚障害者が容易に使 用し得るもの。	10年	7,000円
聴覚障害者 用屋内信号 装置	1 聴覚障害2級の身体 障害者(聴覚障害者の みの世帯及びこれに	音声等を視覚、触覚等 により知覚できるも の。	10年	87,400円

		準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯)			
会議用拡聴器	1	原則として学齢児以上の身体障害児・者であって聴覚障害4級以上の者	話し手の発信内容を伝える機能をもつもので、障害者等が容易に使用し得るもの。	6年	38,200円
視覚障害がい者用誘導装置	1	視覚障害を有する身体障害者であって、音声による誘導を必要とする者	音声による目的物(位置)等の確認が可能となるもの。	5年	56,000円
	2	視覚障害を有する身体障害児であって、音声による誘導を必要とし、原則として学齢児以上である者			
携帯用信号装置	1	聴覚障害を有する身体障害者であって、視覚・触覚によらなければ呼び出し等に応じることができない者	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図(呼出し)が触覚等により知覚できるもので、携帯可能なもの。	5年	18,000円
	2	聴覚障害を有する身体障害児で、視覚・触覚によらなければ呼び出し等に応じることができない者であって、原則として学齢児以上の者			
トイレチェ	1	頸髄損傷等により通	いす様の形状をし、座	5年	81,000円

	アー	<p>常の便座上で座位を保てない身体障害者</p> <p>2 頸髄損傷等により通常の便座上で座位を保てない身体障害児</p>	<p>位を保ったまま排便が可能なもの。</p>		
	車椅子用段差昇降機	<p>1 常時車椅子を使用する身体障害者</p> <p>2 常時車椅子を使用する身体障害児</p>	<p>地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態での昇降が可能なもの。</p>	10年	260,000円
③ 在宅療養等支援用具	透析液加温器	<p>1 腎臓機能障害3級以上の身体障害者で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者</p> <p>2 腎臓機能障害3級以上の身体障害児であって、原則として3歳以上の者</p>	<p>透析液を加温し、一定の温度に保つもの。</p>	5年	51,500円
	ネブライザー	<p>1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者</p> <p>2 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児であって、必要と認められる者であって、原則として学齢児以上の者</p>	<p>障害者等が容易に使用し得るもの。</p>	5年	<p>36,000円</p> <p>ネブライザーと電気式たん吸引器、両方の機能が一体となった機器の基準額は、各基準額の合算額とし、各1件と計上する。</p>

電気式たん吸引器	1 上記（ネブライザーと同じ）	障害者等が容易に使用し得るもの。	5年	56,400円 ネブライザーと電気式たん吸引器、両方の機能が一体となった機器の基準額は、各基準額の合算額とし、各1件と計上する。
酸素ボンベ運搬車	1 医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	障害者等が容易に使用し得るもの。	10年	17,000円
動脈血中酸素飽和測定器（パルスオキシメーター）	1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、人工呼吸器の装着を必要とする者、医療保険における在宅酸素療法を行っている者又は医師により必要と認められた者 (医師の証明書が必要)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの。	5年	157,500円
視覚障害者用体温計（音声式）	1 視覚障害2級以上の身体障害者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 2 視覚障害2級以上の身体障害児であって原則として学齢児以	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	5年	9,000円

		上の者（当該児の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る）			
	視覚障害者 用体重計	1 視覚障害2級以上の身体障害者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）		5年	18,000円
④ 情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	1 音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発生・発語に著しい障害を有する身体障害者 2 音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児で、発生・発語に著しい障害を有する身体障害児であって原則として学齢児以上の者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの。	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	1 視覚障害2級以上若しくは上肢障害2級以上を有する身体障害者であって、情報機器（パーソナルコンピュータ）の使用により、社会参加が見込まれる者	視覚障害者においては、視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト、画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等、上肢不自由者においては、インテリキー・ジョイスティック	5年	66,000円

	2 視覚障害2級以上若しくは上肢障害2級以上を有する身体障害児であつて、情報機器（パーソナルコンピューター）の使用により、社会参加が見込まれる者で原則として学齢児以上の者	等		
点字ディスプレイ	1 視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者である身体障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）で必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	383,500円
点字器	1 視覚障害を有する身体障害者 2 視覚障害を有する身体障害児であつて、原則として学齢児以上の者	触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される点字を打つための用具	標準型：7年 携帯用：5年	*1 標準型A：10,712円 標準型：B 6,798円 携帯用A：7,416円 携帯用B：1,699円
点字タイプライター	1 視覚障害2級以上の身体障がい者（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	5年	63,100円

		見込まれる者に限る) 2 視覚障害2級以上の 身体障害児で原則と して就学若しくは就 労しているか又は就 労が見込まれる者			
視覚障害者 用ポータブル レコーダー	1 視覚障害2級以上の 身体障害者 2 視覚障害2級以上の 身体障害児であって 原則として学齢児以 上の者	①音声等により操作ボ タンが知覚又は認識 でき、DAISY方式によ る録音並びに当該方 式により記録された 図書の再生が可能な 製品であって、視覚 障害者等が容易に使 用し得るもの。 ②音声等により操作ボ タンが知覚又は認識 でき、DAISY方式によ り記録された図書の 再生が可能な製品で あって、視覚障害者 等が容易に使用し得 るもの。 ③視覚障害者等が容易 に使用し得るICレコ ーダー	6年	①録音再生機 85,000円 ②再生専用機 48,000円 ③ICレコーダー 20,000円	
視覚障害者 用活字文書 読上げ装置	1 視覚障害2級以上の 身体障害者 2 視覚障害2級以上の	文字情報と同一紙面上 に記載された当該文字 情報を暗号化した情報	6年	文字情報を読み取 るもの 198,000円	

		身体障害児であって原則として学齢児以上の者	を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用し得るもの		SPコード等を読み取るもの 99,800円
視覚障害者用拡大読書器	1 視覚障害を有する身体障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者 2 視覚障害を有する身体障害児で、本装置により文字等を読むことが可能になる者であって、原則として学齢児以上の者	視力に障害を有する者の情報の入手を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの。	8年		198,000円
視覚障害者用時計	1 視覚障害2級以上の身体障がい者	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	10年	触読 10,300円 音声 13,300円	
地上デジタル放送対応ラジオ	1 視覚障害2級以上の身体障害者 2 視覚障害2級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	5年		29,000円
聴覚障害者用通信装置	1 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害者で	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により	5年		71,000円

	<p>あつて、コミュニケーション、緊急連絡時の手段として必要と認められる者</p> <p>2 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害児であつて、コミュニケーション、緊急連絡時の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者</p>	<p>通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。(FAX又はテレビ電話)</p>		
聴覚障害者用情報受信装置	<p>1 聴覚障害を有する身体障害者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者</p> <p>2 聴覚障害を有する身体障害児であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者</p>	<p>字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。</p>	6年	88,900円
人工咽頭	<p>1 音声・言語機能障害を有する身体障害者・児であつて、咽頭摘出したこと等により、音声機能を喪失した者(埋込型人工鼻</p>	<p>咽頭を全摘出したことなどにより音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具</p>	4年	<p>笛式</p> <p>5,150円</p>
			5年	<p>電動式</p> <p>72,203円</p>
			—	<p>埋込型人工鼻</p> <p>23,100円</p>

		については、常時埋込型の人工咽頭を使用する者に限る。)			(月額)
	文字放送ラジオ	1 聴覚障害を有する身体障害者であって、文字による情報を必要とする者 2 聴覚障害を有する身体障害児であって、文字による情報を必要とする者で原則として学齢児以上の者	FM文字多重放送の受信が可能なもの。	5年	23,000円
	点字図書	宮代町点字図書給付事業実施要綱による	点字により作成された図書	—	—
⑤ 排泄管理支援用具	ストマ用装具(ストマ用品、洗腸用具)	1 腸管の切除又は膀胱の切除によって、肛門からの排便若しくは膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門又は人工膀胱を設け、排泄を行っている者 2 腸管の切除又は膀胱の切除によって、肛門からの排便若しくは膀胱からの排尿が困難となり腹部に人工肛門又は人工膀胱を設け、排泄を行ってい	大腸や膀胱、食道の切除により人工肛門又は人工膀胱、食道瘻を造設した者が身体に装着して排泄物をためる用具	—	月額 ストマ (消化器系) 8,858円 ストマ (尿路系) 11,639円 その他 12,000円

	<p>る児童</p> <p>3 食道の切除によつて、食事の摂取及び唾液の排泄が困難となり、頸部に食道瘻を設け排泄を行っている者</p>			
紙おむつ等 (紙おむつ、サラン、ガーゼ等衛生用品)	<p>1 先天性疾患に起因する高度の排便機能障害者、高度の排尿機能障害者若しくは肢体の運動機能障害を有し、紙おむつ等の用具類を必要とする障害者</p> <p>2 先天性疾患に起因する高度の排便機能障害児、高度の排尿機能障害児若しくは肢体の運動機能障害を有し、紙おむつ等の用具類を必要とする障害児</p> <p>3 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストーマの変形のためストーマ用装具を装着で</p>		—	<p>月額</p> <p>12,000円</p>

		きず、紙おむつ等の用具類を必要とする障害者・児			
	収尿器	<p>1 脊髄損傷等による排尿機能障害を有する身体障害者であって、排尿を自分の意志で調節することが困難なため、常時失禁が生じているために収尿器を必要とする者</p> <p>2 脊髄損傷等による排尿機能障害を有する身体障害児であって、排尿を自分の意志で調節することが困難なため、常時失禁が生じているために収尿器を必要とする者</p>	<p>排尿を自分の意志でコントロールすることができず、常時失禁状態にある者の収尿のための用具</p>	1年	<p>男性用 普通型 7,931円</p> <p>男性用 簡易型 5,871円</p> <p>女性用 普通型 8,755円</p> <p>女性用 簡易型 6,077円</p>
⑥ 住宅改修費	<p>居室生活動作補助要具 (住宅改修)</p>	<p>1 下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する身体障害者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障</p>	<p>障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。</p>	—	200,000円

害2級以上の者)

2 下肢、体幹機能障害

又は乳幼児以前の非
進行性の脳病変によ
る運動機能障害（移動
機能障害に限る）を有
する学齢児以上の身
体障害児であって障
害等級3級以上の者
（ただし、特殊便器へ
の取替えをする場合
は上肢機能障害2級
以上の者）

（給付要件）

給付対象者が現に居住す
る住宅について行われる
もの（借家の場合は家主
の承諾を必要とする。）
であり、身体及び住宅の
状況等を勘案して町長が
必要と認める場合に給付
する。

（給付対象となる工事
等）

- ①手すりの取付け
- ②床段差の解消
- ③滑り防止及び移動の円
滑化等のための床材
の変更

	<p>④引き戸等への扉の取替え</p> <p>⑤洋式便器等への便器の取替え</p> <p>⑥その他上記の改修に付帯して必要となる住宅改修工事</p> <p>(給付の限度)</p> <p>住宅改修費の給付は1人原則として1回とする。</p> <p>ただし、居宅を変更した場合は、この限りではない。</p>			
--	---	--	--	--

* 1

標準型A : 32マス18行、両面書、真鍮板製

標準型B : 32マス18行、両面書、プラスチック製

携帯用A : 32マス4行、片面書、アルミニウム製

携帯用B : 32マス12行、片面書、プラスチック製